整理番号

# 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

所管部(局)課 県民環境部 循環型社会推進課

1	法人	$\omega$	凞	要
	ルムハ		ИVЛ.	ᅑ

1 法人の概要			令和			月	9	日 現在
代表者名	清算人 目見田 貴彦	ホームペ	ージURL			_		
所在地	松山市一番町4丁目4—2	電話	番号	089-912	2-235	55		
基本金·資本金等	0 (当初基本財産:10,000)	設立 <sup>年</sup> (移行 <sup>4</sup>	₹月日 ₹月日)	平成5 (平成2			月 月	1日 1日)
	出資者名		出資	額(千円	)	出資	比率	≅(%)
	愛媛県			2,500			25.0	)
主な出資者	県内20全市町			2,500			25.0	)
工は山貝石	県建設業協会			1,640			16.4	1
	県商工会議所連合会		1,480	1,480		14.8		
	県産業廃棄物協会			500			5.0	
設立目的	廃棄物の処理並びに当該処理を行うための 業を行うことにより、廃棄物の適正な処理の 民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に著	確保及び	廃棄物の	排出の	. —			
設立の経緯 及び経過	平成12年1月に東予事業所の焼却・溶融施県・東予5市町と合意した基本方針に基づき4年3月に施設の解体撤去工事が完了した。また、東予事業所跡地の売却を行い、財団に清算結了した。	、令和2年	E4月1日	に東予事	業別	を廃」	止し、	令和
主な事業内容	廃棄物処理事業 (市町や民間事業者において適正処理が困 汚泥、感染性廃棄物、低濃度PCB廃棄物を 理を行い、廃棄物の安定処理や減容化を実 平成30年度末に事業を休止、令和2年4月 止、令和4年3月に施設の解体撤去工事完	受入し、り 施) 1 日をもっ	<b>尭却・</b> 溶鬲	独処 ——		理受託理者施なし	設を	

2	組織の状況	(単位・人)

$\overline{}$	小丘小以 マノ 1人 ノル		<b>△</b> ∓	n=/	生曲			<u>م</u> :	fno 左	c 麻			<u>م</u> :	fno カ	中			<u>۸</u> :	fn 1 /c	中			(年位:人)
			ᄁᄼ	1元4	十尺			<u>, 17, 4</u>	和2年	一反				和3年	一反				和4年	上区			
	分年度	合計	プロ うロ ちー	(派遣)	(兼務)	うち県職員	合計	プロ うちパー	(派遣)	(兼務)	うち県職員	合計	プロパー	(派遣)	(兼務)	うち県職員	合計	プロ うち ー	(派遣)	(兼務)	ち県職	増減	左記の増減 理由
評計		4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
1	常勤	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0			0	0	0			0	0	
1	非常勤	4	0		0	0	4	0		0	0	3	0			0	3	0	$\setminus$		0	0	
理事	等	6	0	0	1	0	6	0	0	1	0	6	0	0	1	0	6	0	0	1	0	0	
1	常勤	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	
13	非常勤	6	0		1	0	6	0		1	0	6	0		1	0	6	0	$\setminus$	1	0	0	
職員		9	0	0	9	0	9	0	0	9	0	9	0	0	9	0	8	0	0	8	0	Δ1	
	E規職員	9	0	0	9	0	9	0	0	9	0	9	0	0	9	0	8	0	0	8	0	Δ1	解体撤去工
3	非正規職員	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		$\overline{}$	0	0	事完了による
	常勤職員	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	担当者の減
	非常勤職員	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0	$\setminus$		0	0	
県関	係職員の実数			0	10	0			0	10	0			0	10	0			0	9	0		
	職後2年内雇用OB		$\overline{}$			0					0	$\overline{Z}$				0	$\overline{Z}$				0		
役員務	員・職員の兼 等特記事項																						

番号 5

# 法人名 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

# 3 実施事業評価表

(単位:千円、%)

事業	<b></b>	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
<b></b>	処理事業	経常費用	1,217,807	422,513	401,870	908,690	6,645	△99.3	工事委託料の減
光未107	处任事末	全体事業に占める割合(%)	96.57	93.95	92.24	88.80	79.03	Δ99.5	ㅗਝੁᢏᡕᠬ <i>ᠬᠬ</i>
事業 開始年度	平成 11年度	経常収益	607,695	2,300,872	470,162	902,780	1	△100.0	工事に係る補助金及び委託料の減
事業 終了年度	平成 31年度	全体事業に占める割合(%)	97.32	88.89	88.89	88.76	0.01	△100.0	工事に深る補助並及び安託科の減
		指標項目(単位)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 (前年度比)	指標選定理由
成果	!指標	全体収支差額(千円)	-603,991	2,344,945	100,983	1,478	-1,195	△180.9	経営状況を示す直接的指標のため
		資金不足累計額(千円)	-2,448,212	0	0	0	0	-	経営状況を示す直接的指標のため
(事業の目的	失 <b>内容</b> り、期待される たでの成果等)	令和元年度にあって	ま、解体撤 は、解体撤っ	去に向けた と工事及び	:解体設計 工事監理	や土壌調査 業務に係る	≦を実施 入札を実施		度PCB廃棄物の処理や減容化 約締結後、工事に着手

(単位:千円、%)

その他事業	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)		
	経常費用	31,395	27,136	33,812	114,602	1,763	△98.5	工事委託料の減		
休養施設事業 外	全体事業に占める割合(%)	2.49	6.03	7.76	11.20	20.97	△90.5	上于女巾/イ゙ン <i>//</i> %		
	経常収益	16,711	287,672	58,786	114,273	7,212	△93.7	工事に係る補助金及び委託料の減		
	全体事業に占める割合(%)	2.68	11.11	11.11	11.24	99.99	△93.7	工事に依る無助並及い安託科の減		

(単位:千円、%)

その他事業	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
	経常費用	11,842	92	0	0	0	-	
公益目的事業	全体事業に占める割合(%)	0.94	0.02	0.00	0.00	0.00		
	経常収益	0	0	0	0	0	-	
	全体事業に占める割合(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

県出資法人経営評価検証シート(公益法人用)

番号 5

# 法人名 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

 4 財務状況
 (単位:千円、%)

4	<u>財務</u>	务状況									(単位:千円、%)
		区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	解散事業年度 (R4.4.1~ R4.9.9)	清算事業年度 (R4.9.10~ R5.1.10)	増減率 (清算事業年度に対 する令和3年度比)	増減理由 (個々の項目で前年度10%前後の増減及び 当該年度特有の事情による増減があった場合に記入)
	ń	経常収益計		624,406	2,588,544	528,948	1,017,053	1,466	7,213	△99.3	工事に係る補助金及び委託料の減
			うち公益目的							_	
		うち基本財産		1	1	1	1	0	1	0.0	
			うち公益目的							-	
		うち事業収益	<u></u> <u></u>	486,216	0	0	0	0	0	-	
			うち公益目的							_	
正			助金等(委託料・	74,238	2,575,869	528,378	906,855	0	0	Δ100.0	工事に係る補助金及び委託料の減
味財		負担金含む	<sup>)</sup> うち公益目的							_	
産増	ń	経常費用計		1,261,044	449,741	435,683	1,023,293	124,812	8,408	△99.2	工事委託料の減
減計			うち公益目的	11,842	92	0	0	0		_	
算書		うち事業費		1,063,631	159,445	427,083	1,013,058	56	7,476	△99.3	工事委託料の減
_			うち公益目的	11,750	0	0	0	0		_	
		うち管理費	<u>.</u>	197,413	290,296	8,599	10,234	124,756	932	△90.9	必要経費の減
			うち公益目的	92	92	0	0	0		_	
	当期	<b>月経常増減額</b>		-636,638	2,138,804	93,265	-6,240	-123,347	-1,195	80.8	
	当其	用経常外増減額	<u> </u>	0	-1,362,946	-568	-163,013	37,400	0	Δ100.0	固定資産減損損失の減
	当其	用正味財産増減	<b>支</b> 額	-636,638	775,858	92,682	-170,677	-87,294	-8,407	95.1	固定資産減損損失の減
	資産	Ē		2,042,689	276,790	482,156	499,447	8,416	1	△100.0	
	ž	<b></b>		114,399	174	213,841	403,287	1,204	1	△100.0	未収入金の減
	[	固定資産		1,928,290	276,616	268,315	96,160	7,212	0	△100.0	解体撤去及び土地売却による固定資産の減
		うち基本財産	·····································	10,000	10,000	9,985	8,560	7,212	0	△100.0	取崩しによる減
	負債	· ·		2,644,850	103,093	215,777	403,745	9	1	△100.0	
【貸	ž	<b>流動負債</b>		2,562,263	103,093	215,777	403,745	9	1	Δ100.0	未払金の減
借対		うち短期借え	 入金	2,433,000	0	0	0	0	0	_	
照表	[	_ <del>:</del> 固定負債		82,587	0	0	0	0	0	-	
_		うち長期借え	入金	82,587	0	0	0	0	0	_	
	正明	<del>.</del> k財産		-602,161	173,697	266,379	95,702	8,407	0	△100.0	
	1	指定正味財産		10,000	10,000	9,985	8,560	7,212	0	Δ100.0	取崩しによる減
	-	一般正味財産		-612,161	163,697	256,394	87,142	1,195	0	△100.0	清算結了による減
	負債	・正味財産合	it it	2,042,689	276,790	482,156	499,447	8,416	0	Δ100.0	

【人件費内訳】 (単位:千円、%) 増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合) 増減率 (前年度比) 分 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 役員人件費 0 0 0 0 0 0 うち事業費分 29,336 2,020 0 職員人件費 うち管理費分 0 0 0 小 計 29,336 2,020 0 0 計 \_ 合 29,336 2,020

【県の財政的関与】 (単位:千円、%)

													(1 = 11.1(1)
			区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			清算事業年度 (R4.9.10~ R5.1.10)	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
	負	担:	金			0	0	0	0	0	0	ı	
	補	助:	金			74,238	2,575,869	263,521	184,494	0	0	△100.0	運営費及び解体工事補助金の減
	委	託:	料			6,724	0	0	0	0	0	-	
		うち指	定管理	<b>基委託料</b>	ŀ	0	0	0	0	0	0	-	
		うち耳	委託額	Ą		32	0	0	0	0	0	-	
	貸	付;	額			1,863,000	2,700,000	0	0	0	0	ı	
県	支	出	金 計			1,943,962	5,275,869	263,521	184,494	0	0	△100.0	
貸作	亅残	高(期:	末)			0	0	0	0	0	0	-	
損労	補	償に係	系る債務	負担残	高(期末)	0	0	0	0	0	0	-	

【県の財	政的関与の内訳】(R4年度)		(単位:千円)
区分	名称	金額	左記の内容 ※それぞれの始期を(終期が決まっている場合は終期も)記載すること。単年度のみの負担金等は、その旨を記載。 ※資付金については、資付期間も記載すること。
負担金			
補助金			
委託料			
貸付金			
損失補償			

【財務関係指標】							(単位:%)
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	清算事業年度 (R4.9.10~R5.1.10)	増減	指標計算式
県財政支出依存度	12.9	99.5	487.0	18.1	0.0	△18.1	県からの補助金等(補助金・負担金・委託金) - 経常収益計×100
県受託事業の再委託度	0.5	-	-	-	-	ı	県からの受託事業の外部委託費÷県から の受託事業費×100
人件費比率	2.3	0.4	0.0	0.0	0.0	△0.0	人件費÷経常費用計×100
管理費比率	15.7	64.5	2.0	1.0	11.1	10.1	管理費÷経常費用計×100
正味財産比率(会社法人及び公社以外)	-29.5	62.8	55.2	19.2	0.0	△19.2	正味財産÷(負債+正味財産)×100
流動比率	4.5	0.2	99.1	99.9	100.0	0.1	(流動資産÷流動負債)×100
借入金依存率	123.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(長期借入金+短期借入金)÷資産×100
公益目的事業比率	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(公益目的事業費)÷(公益目的事業費+ 収益事業等の費用+管理費)×100

番号 5

# 法人名 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

### 5 役員会等の開催状況

# (1)令和4年度開催の役員会(理事会又は取締役会)の開催状況及び各役員(理事・監事又は取締役・監査役)の出席状況

			社内	開催日	R4.5.23	R4.6.10	R4.6.28	R4.7.1	R4.8.30	出席率	
		常勤 非常勤	社外	開催方式	対面	書面	書面	書面	対面	(代理出席含 む)	備考
	理事A	非常勤	社外		0	0	0	0	0	100%	
	理事B	非常勤	社外		0	0	0	0	0	100%	
	理事C	非常勤	社外		0	0	0	0	×	80%	
役員	理事D	非常勤	社外	出席状況	0	_	_	_	_	100%	期中に辞任
1又貝	理事E	非常勤	社外	山佈仏沈	_	0	0	0	0	100%	期中に就任
	監事A	非常勤	社外		0	0	0	0	0	100%	
	監事B	非常勤	社外		0	0	0	0	_	100%	期中に辞任
	監事C	非常勤	社外		_	_	_	_	0	100%	期中に就任

【出席:○、代理出席:△、欠席:×、その他(年度途中の就退任等):—】

# (2)令和4年度開催の評議員会の開催状況及び出席状況

開催日	R4.6.10	R4.7.5	R4.7.20	R4.9.9
開催方式	対面	書面	書面	対面
出席人数	3	3	3	3
欠席人数	0	0	0	0

# (3)法人が各取締役、監査役、理事、監事に期待するスキル

		常勤 非常勤	社内 社外	経営、戦略	人事 人材育成	営業	技術	財務、会計 (財産の管理 運用)	法務	ガバナン 内部統		その他 ( )
	理事A	非常勤	社外									
	理事B	非常勤	社外									
	理事C	非常勤	社外									
役員	理事D	非常勤	社外		R4.9.9付けで解散							
	理事E	非常勤	社外									
	監事A	非常勤	社外									
	監事B	非常勤	社外									
	監事C	非常勤	社外									
〇のない理由 (当該スキルを役員に期待しない理由) 例 ・法人の事業内容と関係のないスキルであるため。 ・別に外部の専門家から助言や支援を受けているため。												

番号

5

#### 法人名 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

#### 6 法人の現状及び過去の評価結果

〇センター東予事業所では、東予地区5市町から排出される下水道汚泥やごみ焼却場の 灰、微量PCB廃棄物等を中心に、年間約2万トン~約2.8万トンを処理、さらに社会問題化 した硫酸ピッチや肉骨粉等の処理困難物も適宜対応したほか、残渣物も有効活用する「ゼ ロエミッション」を達成する循環型社会のモデル施設として機能してきた。しかし、循環型社 会の進行に伴うごみ分別収集やリサイクルの推進により、廃棄物が減少するとともに、施 設整備に伴う多大な借入金の返済が経営を圧迫し、当初から厳しい経営状態が続いてい 〇そのため、県から人件費補助や無利子貸付、建設費償還金の元金に対する1/3の補助 を受けるなど、県、市町、財団が一体となって経営改善に取り組んできた。平成22年度に

## 法人の現状

は、全国で初めて微量PCB廃棄物の処理を開始し、大幅な経営改善が実現した。しかし、 近年は、民間参入による市場競争が激化、さらに経年劣化による施設故障の増加もあい まって厳しい経営環境であった。

〇地元住民との協定による供用期限、令和2年1月を迎えるにあたり、東予5市町と協議 し、予定を約1年前倒して平成30年度末に稼働を休止。また、民間への施設譲渡の可能性 を探り、有償譲渡、無償譲渡、個別交渉も行うも、いずれも条件が折り合わず不調に終わっ

〇このため、県及びセンター、東予5市町間で、センターの事業廃止等に関する基本方針 を、令和元年12月に合意。県・東予5市町の協力のもと、東予事業所を令和2年4月1日を もって正式に廃止し、令和3年度末までに施設の解体撤去が完了した。また、令和4年度 は、東予事業所跡地の売却を行い、財団は令和4年9月9日に解散し、令和5年2月3日に 清算結了した。

# 県出資法人改革プランに 基づく最終点検評価結果 (平成22年度総評)

〇当部会としてはこれまで、微量PCB汚染廃電気機器等の処理が、これまで以上の収支 改善につながる取組として期待を持って見守ってきたところであるが、県出資法人改革プラ ンの最終点検評価となる現時点では、今後の収支改善見込み及び債務超過解消の進展 度が明確に算出できないとのことであり、このような経営見通しの下では、自力での存続は 不可能と判断せざるを得ない。

○当部会としては、このような当法人の状況を踏まえると、別途当法人の存廃も含めた抜 本的な経営改革策の検討を行うことが不可欠と認められるため、これを目的とする外部の 有識者、学識経験者等による経営検討委員会(仮称)の設置を提言したい。

〇新公益法人制度への移行後、財団法人として存続していくためには、移行後、2期目ま でには債務超過を解消し、純資産額300万円以上とすることが前提となる。このため、公正 妥当と認められる会計基準に基づき、減損会計の適用等も検討したうえで適正な資産の評 価を行い、法人の実態を正確に表した財務諸表の作成と、これに併せて合理的な見込み に基づく収益計画の策定を行い、解消すべき債務超過の処理見込みなどを明らかにする 必要がある。

そのうえで、経営検討委員会や関係機関で対応策を検討するとともに、県民への説明責任 を果たすためにも、適切な情報開示に留意していただきたい。

○当部会としては、当法人の経営状況に対し厳しい評価をせざるを得ないが、当施設が、 処理困難物を受け入れることができる高度な処理能力を有するとともに、「ゼロエミッション (埋立物ゼロ)」を達成する循環型社会に必要なものとの認識をしていることを付記する。

#### 県出資法人経営評価指針 に基づく経営評価結果 (平成23~25年事業総括)

〇平成22年度の出資法人点検評価部会の評価では、自力での存続は不可能と判断され ていたものの、全国で初めて認定された微量PCB廃棄物の無害化処理施設を活用して事 業展開を図ることにより、平成24年度には債務超過を解消し、その後は継続的に黒字を確 保できるまでに経営状態を立て直したことは評価に値する。

OPCB廃棄物の処理期限が延長されたことに伴い、同廃棄物保管事業者からの受注が先 送りされるおそれがあることに加え、中・四国、九州地区に7箇所あるPCB処理施設間の価 格競争が激化しつつあることから、今後も安定的な処理量の確保を図るため、収集運搬業 者と連携した営業活動の強化について検討していただきたい。

○運営経費に係る県の短期貸付については、将来的に法人の自立的な経営を行う仕組み を構築する観点からは好ましくないため、中長期的な課題として見直しを検討されたい。 ○31年度に業務終了の予定であるが、今後の方針について検討を進め、適切な対応を 図っていただきたい。

# 県出資法人経営評価指針 に基づく経営評価結果 (平成26~29年事業総括)

○財政面については、県からの長期借入に加え、反復・継続的な短期借入を受けている事例が認められたことから、今後は、自己資本を充実させる観点から、計画的な償還に努めるとともに、決算上余裕がある場合には、繰上償還も検討すること。

〇高度な廃棄物処理技術により、ゼロエミッション(廃棄物をすべてリサイクルし、埋立物ゼロにすること)に取り組んでいる意義について、一層の周知を図るとともに、県からの財政支援及び人的支援の必要性を県民が理解できるよう事業の公益性や政策効果についての広報を工夫すること。

安定的な事業運営を図っていくためには、引き続き経費削減を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、低濃度PCB廃棄物を中心に、廃棄物処理料金収入の増加に取り組む必要がある。

### 7 令和元年から令和4年における2次評価内容

/ りれんしていりりれて十1000	7.7 ©=9(I) IM1.1 I
令和元年	①30年度の財務状況は、当期経常増減額が、29年度の -138,862千円から -636,638千円に赤字幅が大幅に拡大、一般正味財産も大きく減少し、-612,161千円と債務超過の状態となった。これは、廃棄物処理事業において、故障に伴い、断続的に約5ヶ月間施設が停止したことにより、廃棄物処理収入が前年度比57%減の481,643千円となったことが要因である。②同センターでは、30年度末をもって東予事業所の稼働を休止し、県や東予5市町と今後の対応に向けた協議を進めているが、同事業所を廃止した場合においても、更なる費用(施設の解体・撤去、跡地利用に向けた調査等)が必要となることから、これらについても適切に見込んでおくなど、今後の対応が円滑に進むよう努めること。 ③今後の対応について、県民への説明責任を果たすため、方針が決定次第、速やかにホームページ等で公表すること。また、財務状況に関する情報の公開・提供(ホームページ・パンフレット等)に当たっては、説明責任を果たすためにも、正確で分かりやすい表現に努めるほか、事業ごとの具体的な状況(収支・成果)の記載にも努めること。
令和2年	①元年度の財務状況は、4年度に予定されている財団の解散に向け、施設の解体撤去 や借入金の返済など必要な経費の支援として、県から2,575,869千円の補助金の支出 があったことにより、当期経常増減額は、30年度の-636,638千円から+2,138,804千円、 一般正味財産は+163,697千円となった。 ②今後は、3年度末までに施設の解体撤去を行い、4年度中に財団を解散及び清算する 予定となっていることから、必要な手続きが円滑に進むよう努めるとともに、補助金の 支出を必要最小限にするため、経費の節減に努めること。
令和3年	①2年度の財務状況は、当期経常増減額は、元年度の+2,138,804千円から+93,265千円に大幅に減少し、一般正味財産は92,697千円増加した。これは、元年度に財団の解散に向けた必要な経費の支援として、県から2,575,869千円の補助金を受けていたことの影響によるものである。 ②今後は、4年度中の財団の解散・清算に向けて、必要な手続きが円滑に進むよう努めるとともに、補助金の支出を必要最小限にするため、引き続き、経費の節減に努めること。
令和4年	①3年度の財務状況は、当期経常増減額は、2年度の+93,265千円から-6,240千円に赤字転換し、一般正味財産は169,252千円減少した。これは、東予事業所解体撤去工事完了による工事委託料や土地売却等を考慮しての構築物の減損処理によるものである。②4年度中の財団の清算に向けて、県及び東予5市町と連携を図り、必要最小限の経費で適切に手続きを進めるとともに、県民への説明責任を果たすため、経営評価検証シート等において、より丁寧な説明と情報開示に努めること。

# 8 県出資法人経営評価指針に基づく今後の課題と取組実績

(1)出資法人の自主性・自立性の向上 〇<u>組織体制の見直し、役職員数及び給与制度の見直し</u>

2 111190 TT		例
取り組むべき課題		〇役職員等については、スリムで機動的な体制となるため、現状に即した体制に見直しを 行っていく必要がある。
取	共通	○特になし
組内容	令和4年	〇理事4名、職員8名のスリムな体制で運営を行った。
	令和5年	
谷	令和6年	
	令和7年	

〇経営基盤の充実強化、経営におけるPDCAサイクルの実践

	位古本曲の元天成化、位古に6577-67 DOA 7 1 7 7 7 7 7 7 8 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7				
取り組	むべき課題				
取	共通				
組	令和4年				
内容	令和5年				
谷	令和6年				
	令和7年				

# (2)県の関与の適正化

〇財政的関与の見直し

		, , , , , , , ,	
取り組むべき課題		むべき課題	〇令和4年度中の財団の解散・清算に向けて、必要な手続きが円滑に進むよう努めるとともに、引き続き、経費の節減に努める。
	取。	共通	〇センターには解散・清算に向け、十分な資力がないことから、これまで行ってきた事業の公共性・公益性を踏まえ、東予事業所の解体撤去や借入金の返済等に必要な経費について、県と東予5市町が応分負担することを、基本方針で合意。
	組 内	令和4年	○経費の節減に努め、財団の財産で必要経費を賄ったことから、県の財政的関与はなかった。
l	容	令和5年	
ı		令和6年	
		令和7年	

〇人的関与の見直し

取り組むべき課題		〇当該事業は、実質的に県が主導して推進しており、厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、市町や地元住民に不安感や不信感を与えるため好ましいことではないが、現状に即した体制に見直しを行っていく必要がある。
	共通	
	△和4年	〇東予事業所解体撤去工事完了に伴い、人員を1名削減し、必要最小限の人員で対応した
	令和4年	プロパー職員の採用・ 育成に係る取組
取組	令和5年	
内		プロパー職員の採用・育成に係る取組
容	令和6年	
		プロパー職員の採用・ 育成に係る取組
	令和7年	
		プロパー職員の採用・ 育成に係る取組

〇出資法人の活用

<u> </u>	1 - V / H / I 3	
取り	組むべき課題	○東予事業所施設の解体・撤去を実施する。
	共通	〇基本方針に基づき、東予事業所を令和2年4月1日をもって正式に廃止し、令和3年度末 までに施設の解体撤去を行う。
取組内容	令和4年	〇東予事業所跡地の売却を行い、財団は令和4年9月9日に解散し、令和5年2月3日に 清算結了した。
	令和5年	
	令和6年	
	令和7年	

<sup>※</sup>特に、産業振興や地域活性化への関与、貢献に当たる取組みや事業を記載してください。

# (3)法人情報等の積極的な開示等

○法人情報の公開

取り組	むべき課題	○財団のホームページを開設し、財務内容も含めて自主的かつ積極的な情報発信を行う。
	共通	
取	令和4年	○事業報告・決算報告のほか、土地売却に係る入札公告、入札結果をホームページで公開した。
組内	令和5年	
容	令和6年	
	令和7年	

○認知度の向上

	····×···-			
取り組	むべき課題			
	共通			
取 組	令和4年			
H 内 容	令和5年			
容	令和6年			
	令和7年			

#### 9 令和5年度評価(令和4年度実績)

#### (1)1次評価

当財団の東予事業所は、市町村等で処理困難な下水道汚泥や焼却灰を処理する公共関与のモデル的な焼却・溶融施設として、地元住民の御理解とご協力の元、平成12年1月から20年間の約束で操業を開始し、平成22年には、全国初の微量PCB廃棄物の処理を開始するなど、県民の安全・安心な生活環境の保全や廃棄物の減量化等に大きく貢献したが、令和2年1月の供用期限が迫る中、予定を約1年前倒し、平成30年度末に稼働を休止し、民間への施設譲渡も粘り強く探ったが、条件が折り合わず不調に終わったため、県や東予5市町との間で廃止に伴う施設の処分や、財団の解散も含めた費用負担のあり方について、協議を行った。

センターでは、令和元年度に施設の解体撤去工事設計や土壌汚染状況調査を先行して 実施し、土壌汚染がないことを確認している。

#### 法人による評価

令和元年12月には、県、東予5市町とセンターの事業廃止等に関する基本方針を合意し、県と東予5市町の協力のもと、東予事業所を令和2年4月1日をもって廃止し、令和3年度末までに施設の解体撤去を行い、令和4年度中の財団の解散及び清算を目指すこととなった。

センターでは、基本方針に基づき、東予5市町からの正式な委託を受け、令和2年度に施設の解体撤去工事とそれに伴う工事監理業務について、入札を行い、工事請負契約を締結し、工事に着工しており、令和4年3月に解体撤去工事は全て完了した。

また、東予事業所跡地を売却をした後、財団は、令和4年9月9日に解散し、令和5年2月 3日に清算結了した。

なお、令和4年度については、当財団の基本財産を全て取り崩し、必要経費に充てた他、 残額は県に納付した。

センター東予事業所は、平成12年の稼働以来、廃棄物処理施設が逼迫していた東予地区の広域処理施設として、廃棄物を適正に処理してきたほか、肉骨粉や硫酸ピッチ等に加え、全国に先駆けて低濃度PCB廃棄物の処理も行うなど安全・安心な資源循環の先導的なモデル施設として、本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成した。

しかしながら、東予事業所は、地元協定による施設の供用期限を迎えるにあたり、民間への施設譲渡の取組みも不調に終わったことから、センター及び事業を主導してきた県と、直接的な受益者で施設の共有者でもある東予5市町で協議を重ねた結果、主たる搬入元である市町の廃棄物が同事業所以外で処理できるようになったことや施設の経年劣化、民間参入によるPCB処理の競争激化など、厳しい経営環境に加え、漫然と放置すれば、時間の経過とともに必要な経費が膨らむことから、令和2年4月1日をもって廃止し、令和3年度末までに施設の解体撤去を行い、令和4年度中に財団を解散及び清算することを、令和元年12月に合意している。

また、基本方針において、センターには、十分な資力がないことから、センターの公共性等を踏まえ、県と東予5市町が、施設の解体撤去や借入金の返済、国の補助金返還等に必要な経費、約39.8億円について応分の負担をした結果、県の負担金額は約29.9億円となった。

#### 法人所管課による評価

負担金額の中には、県の短期貸付金27億円のうち、返済不能額として県が補助金を支出 した約25億円が含まれる。

また、土地売却代金については、県、東予5市町及びセンターの間で締結した「一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターの事業廃止に伴う協定」に基づき、県と東予5市町に分配され、県への分配額は約9千万円であった。

この結果、センター廃止に伴う県の最終的な負担金額は約29億円となった。

解体撤去工事については、令和4年3月に工事が完了しており、当初、県及び東予5市町で18.5億円の負担を見込んでいたが、入札減少金等により、最終的には約12.4億円となり、 約6.1億円を節減することができた。

センター東予事業所跡地については、県有地の売却事例に準じて、令和4年4月28日に入札公告を行い、同年5月17日に現地説明会を開催した後、同年6月27日に一般競争入札を執行し、同年8月9日付けで所有権移転登記が完了した。

土地売却後、センターは理事会及び評議員会を開催し、解散報告に係る承認を得たため、令和4年9月9日付けで解散した。さらに、清算事務終了後、評議員会を開催し、決算報告に係る承認を得たため、令和5年2月3日付けで清算結了した。

なお、令和4年度は必要経費の節減に努めた結果、清算までに係る必要経費は財団所有の財産のみで賄うことができたため、補助金等の支援は行っていない。

また、県は債務整理等に係る補助金を負担していたため、補助金交付条件に基づき、必要経費支払後の財産残額の全額が県に納付された。(納付額:7,474千円)

# (2)2次評価